

顔認証マイナンバーカードの導入について



暗証番号の設定や管理に不安のある方のため、暗証番号の設定を不要とし、本人確認方法を機器による顔認証または目視による顔確認に限定した「顔認証マイナンバーカード」が令和5年12月から導入されました。

※新規でマイナンバーカードを作る方以外にも、すでにマイナンバーカードを持っている方が通常のカードから顔認証のマイナンバーカードに変更することが可能です。

手続場所：平田村役場住民課窓口

顔認証マイナンバーカードで利用できる／利用できないサービス

○利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用。顔認証または目視により確実な本人確認を行ったうえで、オンライン資格確認のほか本人の同意により特定健診等の情報や診察。
- ・券面の顔写真や記載事項(4情報)を用いた本人確認書類としての利用。

×利用できないサービス

- ・マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付、その他のオンライン手続きなど、暗証番号の入力が必要なサービス。

ご不明な点等がございましたら役場住民課までご連絡ください。

まだマイナンバーカードの申請を行っていない方へ

マイナンバーカードを作りませんか？

マイナンバーカードを作成するとこんなメリットがあります。



マイナンバーカードのメリット

1. マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用することができます。
2. マイナンバーと本人確認が必要な場面で両方の確認ができる唯一のカードです。
3. 健康保険証としての利用が出来ます。（詳しくは8ページをご参照ください）

まだ、申請がお済みでない方は、この機会に是非申請してください。

申請する際の持ち物

1. 本人確認書類…運転免許証など顔写真があるものは1点
顔写真がないものは2点必要となりますのでご注意ください。
2. 個人番号カード交付申請書…申請書は役場で発行することも可能です。
ない場合はお申し出ください。

※顔写真は役場で撮影します。ご自身で撮られた写真をお使いになりたい場合は、事前に写真を準備のうえお越しください。

申請する際は、事前に役場住民課まで電話予約のうえ来庁ください。

住民課 ☎ 55-3112

春季全国火災予防運動のお知らせ

令和6年3月1日(金)から3月7日(木)は「春季全国火災予防運動」の実施期間です。

☆目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

☆全国统一防火標語

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

☆住宅防火 いのちを守る 10のポイント ～4つの習慣・6つの対策～

～4つの習慣～

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。



～6つの対策～

- ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 地域ぐるみの防火対策を行う。

【住宅用火災警報器の設置率調査を行っています】

- 皆様のご自宅に訪問や電話連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ご自宅に訪問する際は、消防車両で伺います。

【住宅用火災警報器の設置が義務づけられている場所】

- 住宅内のすべての寝室。
- 2階以上の住宅において、2階以上の階に寝室がある場合は寝室がある階の階段上部。



【住宅用火災警報器取り付け支援サービスを行っています】

- ご自身で取り付けが難しい方はぜひご活用ください。
- サービス利用希望の方や不明な点等ございましたら平田分署「☎55-2213」までご連絡ください。

